

生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成23年8月23日(火)
午後1時30分～午後2時56分
場 所 市役所4階 403・404会議室
出席者 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、丹羽委員
委員 柏本委員
(欠席) 野田委員、若杉委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長
関係職員 真銅職員課長補佐

※会議公開(傍聴者 7名)

配付資料 ・会議次第

審議事項

案 件

- (1) これまでの審議の整理について
- (2) その他

【会議の内容】

(事務局)

(欠席委員の報告 関係課の職員の同席の報告)

(会長)

傍聴を求められている方が7人おられますので、許可をしたいと思います、よろしいですか。

(全委員)

はい。

(会長)

それでは、傍聴を許可します。

それでは、審議に入りたいと思います。今日は、これまでの審議を踏まえて、お二人の委員から資料が出ています。本日発表していただく予定だった委員さんのお一人からは資料は提出していただいたのですが、他の業務のため欠席されているので、次回に口頭で説明いただいて検討するという事にしましょうかね。今日は、もうお一人の委員さんの方から裏表一枚のA4サイズの資料が配布されています。

(委員)

本日発表していただく予定だったもう一人の委員さんは積極説で、私は割と謙抑的な意見を述べてくださいというふうな前回の宿題だったと思いますので、論点整理と各立論を、こんなふうに考えてもできるのではないかということを書きました。それで、私論と書きましたが、試みの論ですかね。論点としては、一応、4点。

まず、最高裁判決の枠組みはあるのですが、これにきちんと従うべきなのか、それとは

別の考え方をしてもいいのではないかというのが1点目と、2点目は、あくまで1点目を尊重してということになりますが、この最高裁判例で言うところの公権力行使等地方公務員の具体的な範囲については、どんなふうに考えるべきだろうかという論点。

あとは、そもそも昇進するということを認めるのか、認めないのかという論点と、あとは永住権を有している外国人を別に取り扱うことに関しては、どうなのかという論点と、一応4つの論点を考えてみて、それぞれ理論構成を考えてみました。

1、2、3、4、それ以下になっているのは、論点に対応していますので1の(1)に関しては2の(1)、1の(2)に関しては2の(2)というふうに理解してください。

一番目は、まず、最高裁の判決をどう位置づけるかということですが、東京都の事案で生駒市は関係ないというふうに考えないこともないのですが、最高裁判例というのは非常に影響力を持っていて、行政機関として司法府が判断した枠組みをはみ出すということは、余程のことがない限り許されることではないだろうと、場合によっては、最高裁判決の枠組みを逸脱して昇進した職員に対する給与の支払いが住民訴訟の対象とされることもあるのではないかと、こういうことを考えると、これはまず遵守しなければならないだろうということが1番ですね。

2番目は、最高裁判決がこういうような定義をしていると、ただ、これは読めば明確に分かるものではなく、各自治体において検討されるべきものだとして理解されるということ。だけれどもというところが、もっとも、ここでいうところなのですが、①②③④⑤と理由を並べました。

まず、行政事務というのは、あくまで国家全体の統治権行使の一態様に過ぎないし、現実にも国の法定受託事務という形で、国の事務が相当程度、生駒市の事務の割合を占めているのではないかと、さらに、この最高裁判決の定義を見ると、又はこれらに参画することを職務とするものと言って、相当広範囲をカバーする定義となっているのではないかと、さらに④で、そもそも住民の理解が得られているのか、さらに最近では、地方公共団体は地方自治なのだと言いつつ、外交、防衛面を含め国の統治権行使というところに大きな影響力を与えるようになってきていること等になっているのではないかと。

例えば、有事法制とかで、地方自治体がきちんと動かなかつたら、有事法制はとてもしゃないが上手いかないですよ。こういったことを考えると、これに関しては相当厳格に考えるのが相当であると。具体的に言うと、どういうことかと言うと、専ら専門的、技術的な業務を担当する職だとか、専ら定型的な業務を担当する職を除いては、外国人職員がこれに就任するということは相当とは言えないのではないかと。さらに言うと基本計画の策定や予算、人事、労務管理等の職については議論の余地すらないと。当然に排除されるべきであろうと、こういうふうに考えるのが(2)です。

(3)に関しては、外国人職員の就任しうる職について(2)のように考えた場合、管理職の昇進を仮に許容とする場合、仮に技術的な職であったとしても、異動の範囲が極端に制限されてしまうと。このような形で極端に制限されてしまうような外国人職員を昇進させることに関して、まだ住民の理解が得られていないのではないだろうか、そういった場合には、人事労務の円滑性、効率性という観点からした場合、外国人職員に関しては、そもそも管理職への昇進自体を認めないという扱いが、むしろ相当と考えられるというのが(3)です。

(4)は、ちょっと角度が変わるのですが、永住権を持つ外国人とそれ以外の外国人を区別すべきかどうかという点に関しては、理論的には、そもそも区別する理由はないと。歴史的経緯を踏まえて考えたとしても、今後、韓国朝鮮籍の外国人が今までは多かつたけれども、外国人全体に占める割合というのは、低下していくことが予想される。このよう

な事情に照らした場合、永住権を有している外国人を、その他の外国人と異なる取り扱いをする理由はないだろうと、こういうふうにも考えられるのではないかということが論点と、その論点に対する考え方、私論ですが、以上です。

(会長)

ありがとうございました。今まで、いろいろ議論をしてきた整理と言いますか、一つの方向なり見解があることは、我々も勉強しているところで、発表していただいた委員さん自身の信念に基づく提起ではなかったように思いますが、こういう考え方とこういう問題が生じないかとか、この考え方に対しては、こういう疑問があるとかということも大いにあり得るので、委員の皆さんのご意見をお願いします。

(委員)

敢えて付け加えて言いますと、このくらいの議論は権力的に考える立場から当然言えますので、これを乗り越えたいというのであれば、これを反駁するくらいの理論の構成をしないといけないのかなと思います。こう考えるのが、はっきり言って楽ですよ。既存の枠組みを極めて冒険しないで解釈すると、こういうふうになりますから、楽は楽なのですが。

ただ、これじゃないよと言うのだったら、これに関する意見をきちんと整理しないと説得力に欠けるものになるかなと思いました。

(会長)

どうですか。

(委員)

順番が(4)のところから、まずは私としては疑問を持つところなのですが、永住権を持つ外国人と区別すべきかどうかということについて、私は再三、ひっ掛っているところで、これは区別するべきではないかというふうに考えております。それは、帰る場所があるかないかということについては、随分違うと思うのです。歴史的経緯を考えても強制的に連れて来られた方たちが日本に住まざるを得ない状態で、それで今回、外国人の採用ということで、外国人ということで、ひとくくりにされていいのかということに対しては、私はとても違和感を持っています。

今後、外国人全体に占める割合が低下していくことが予想されるかもしれないですが、その話とまた違う話ではないかなと思います。少なくなろうが、どうしても、いらっしゃるということが現実問題としてはあるので、低下していくことは、理由にはならないのではないかなと考えます。それで、私は、「別異に取り扱わなければならない理由はない。」ことはないと考えます。

(会長)

もう少し、加えて言っていただくとどうなりますか。

(委員)

日本にいる経緯ですね。それを自分の意思で選択できなくなって日本に来ているのかどうかというところでは、線引きがされる場所ですから、それは大きな問題だと、大いに違うところですから、歴史的経緯を踏まえるならば、別個に扱うべきであると言えるのではないかなと思います。どうでしょうか。

(会長)

国籍法の問題もあるかもしれない。出生地法では日本人で、ブラジルとかチリに行った人で二世が生まれたら、当然に日本国籍も持つけれども、その国の国籍も持って、その国民として扱われるのと日本では永住権しか与えられずに、日本国籍は帰化しなければ与えられないという状況が前提になって、外国人扱いをするというのがいいのかどうかという議論です。

(委員)

そうですね。

(委員)

でも、在日韓国朝鮮籍の人は、みんな連れて来られたのですか。自分から来た人もいるのではないですか。

(委員)

そうですね。それは多様だと思うのですが、強制的に連れて来られた人の親戚、縁者であるとかということで来られたこともあると思うので、確かに多様だと思います。

(委員)

それだけ多様性がある、中にはそういう方もおられるだろうし、そうでない方もおられる。にもかかわらず、そういう人でない人も含めて特別扱いするのかというのは、おかしくないかということですね。

(委員)

自由意思で来たかどうかということを議論すると、今のような議論になるのですよ。そうではなくて、特別永住者という制度を設けたかというのは、それこそ歴史的経緯の問題で、日本国籍を強制させられた者が突然、日本国籍をはく奪されて、外国籍の状態におかれたということ、そのことの方が歴史的には問題で、自由意思で来たかどうかということになると、今のようになるので、その議論はしない方がいいと思います。

(委員)

そうですね。

(委員)

だから、特別永住者というのですよね。

(委員)

そのポイントは、国籍はく奪の過程にあると思います。来たかどうかは、議論はあっても、認定しようはあるのですが、強制的に国籍をはく奪されたということは、割とはっきりと言える。その子孫であるということも、はっきりと言える。そうでない人というのも、最近来た人も当然いておられるから、また難しい。

でも、最近来た人は、永住資格はないですから。永住権という形ではなくて、普通の留学生として来ているのしょうから。

(会長)

韓国朝鮮籍の人で、特別永住権を持っている人と、イギリスとかドイツから日本に来て帰化しないで日本にいる外国籍の人は、当然違う扱いということを考えていいと思います。が、外国籍を持っていた人が日本に来て帰化して国会議員になっている人もいますよね。

(委員)

今、はっきりさせましょう、歴史的に国籍をはく奪されたかどうか。

(委員)

歴史的にね。

(委員)

一緒に来てはく奪されたかどうか。その個人だけじゃなくて、その子孫が加わるかどうかということですね。これはまたデリケートな問題だと思います。

(委員)

出発点がそこなので、それは当然、子孫も含まれていると言うことが可能だと、今の法律制度もそうですよね。出入国管理制度も基本的にそうですよね。

(会長)

今の件について、他に意見はありますか。

(委員)

この国籍をはく奪されて、その代りに永住権を与えたという形は、無理に日本に連れて来るために日本国籍を与えたわけですよ。日本の領土だから、日本国籍になったわけですよ。その人たちが来て、やはり、あなた達は違うということで、はく奪されたわけですよ。現代、いろんな理由で、例えば、仕事などで日本に来られた人で帰化していない人というのは、具体的にどういう人なのですか。どういう立場の人ですか。いろいろな人がいるので、ちょっと分からないのですが、どういう立場になるのですか。

(委員)

出入国管理法上、ものすごく簡単に言うと、一時滞在者と一応一定永住権を持っている人になります。永住権を普通に持っている外国人の方もいますから、日本人の奥さん、配偶者は永住権を持っているのですよね。本人の意思、出入国管理の観点だけで強制的に帰らされるということは基本的にはないです。

(委員)

国際結婚した場合ということですよ。

(委員)

例えば、留学生と言うのは、まさしく在学期間だけに限定されて許可されている。旅行者とは違いますが、広い意味で一時滞在者ということです。何か理屈の上と法律上の区別が少しずつずれているので、分かりにくいのですが。

(委員)

あと、就労できるかどうか。就労できる人が絶対ですが。留学ビザは就労できますが、週何時間という時間規制がありますから。

(委員)

週何時間という規制があるのですか。

(委員)

あくまで学業のためなのだと。学費とかを補うために認めるが、本末転倒にならないようにという縛りがかかっています。

(委員)

今でもそうかもしれないですが、週20時間ぐらいだと思います。夏休みだとかは、別にもう少し働いていいとか、休みだから。

(委員)

あと、日本人の親とかありますよね。

子どもは日本国籍なのですが、その親とかというのは、確か永住というか就労できますよね。

(委員)

どういうことですか。子どもが帰化しているということですか。

(委員)

父親が日本人だと、親が外国籍でも、そういうことがあり得るということですよ。そうすると、そういった活動制限がかからない在留資格を持てるということですかね。

(委員)

その場合は、日本国籍だから、今のこういう話からは外れるわけですよ。

(委員)

その人自体が外国籍ですから。子どもが日本国籍というだけで。養育するためにはお母

さんなりお父さんなりが要るでしょうということで、在留できる形になる。

(委員)

だから、その子供が就業するのではなくて、お父さん、お母さんなりが就業できるということですか。

(委員)

できるはずですよ。

でも、そういう人が採用されて働くということは、あとで子供が成人したとき、どうなるのかなど、ちょっと分からないですが。だから、具体的にあり得るとしたら、日本人の配偶者で在留資格を持っている人しか考えられないですかね。外国籍で公務員になる人は。

(会長)

公務員に就職するかという場面があり得る人は、ものすごく限定されますよね。理論上は永住権を持つ外国人とそれ以外の外国人は区別して考えなければならない根拠はないと言うけれど、実際には在日韓国朝鮮籍の二世、三世で公務員に就職したいのだと、私は、国籍はそうだけど、日本で生まれて日本の地域社会に向けて地方自治体の仕事をしたいという青年に対して、どう門戸を開けるかという問題だろうと思いますけれどもね。

(委員)

ただ、国民民主権原理との関係で違和感があるという視点で考えると、永住権があろうがなかろうが外国人は外国人だという括りになるはずなので、そうだとしたら、そこに区別はないだろうと。歴史的な経緯というのは、あくまで事実上の歴史的な事情であって、国民民主権原理という、あくまでシンプルな理論との関係で考えたときには、特に区別して考えなければならないということはないと思っています。

だから、理論的にシンプルに考えると外国人ということが問題であって、永住権があろうがなかろうと、そんなものは、理論上は関係ないのだと、ただ、歴史的経緯を踏まえて別に取り扱うべきかどうかは、理論とは別な問題だろうと、こういうふうにも考え得るかなと思います。国民民主権原理の関係で永住権とかはどちらでもいい話なのですよ。外国人であるかどうかの方が大事であって、それ以外のことはどちらでもいいというふうにも考えられるのですよ。

だから、敢えて国民民主権原理とは関係ないと考えた場合と書いています。

(会長)

地方自治と国民民主権という関係についてはどうですか。

(委員)

今のご質問よりも、いろんなパターンが聞いているだけでもありすぎて、それを先に理解しきれないから、どこまでどう考えないといけないのかが自分の中で分からないです。

(会長)

どういう場面があり得るかね。永住権を持たない外国人で公務員に就職するという場面は、どういうふうと考えられますか。

(委員)

今の場面で言うと配偶者ですよ。

(会長)

配偶者が日本人だということで日本に住んでいるということは、永住権を持っているのではないか。持っていないのか。配偶者許可か。

(委員)

配偶者は、ときどき入管に行かなければならないですよ。例えば、インドネシアから結構来ている方がおられるじゃないですか。研修先で仲良くなって結婚した。それで看護

師になった、市民病院に勤めた。それで、私はインドネシア国籍を保持していきたい。そうしたら、インドネシア国籍の就労制限のない外国人が公務就任をするという場面が発生し得ると思うのです。在日ではないが、この議論のステージに乗ってくるのはこういうパターンですよ。

僕の素朴な感情としては、歴史的な経緯は確かにあるのですが、だけど、それも逆に言うと、今の例で言うと、そのインドネシア人の人と在日の人とで、在日の人をそんなに優遇しなければならないのかなというのは、割と説得力がない気がするのですよね。その人同士にとったら、在日の人三世とか四世とかなっているわけで、インドネシアから来た人とどのくらい差をつけて考えなければならないのかなという、逆に差別じゃないかなと考えるように思えてきてしまって、結構、議論が難しいと思います。

(委員)

そんな簡単な話じゃないと思いますが、例えば今のインドネシア人の場合は、帰ろうと思えば帰る場所がある場合と国籍をはく奪された血縁者は帰る国がないというところは、区別された方がいいと私は思います。置かれている状況が違うと思いますけれども。

(会長)

就職の窓口を開くときに、インドネシア人は帰れるじゃないかと言って、就任は駄目だけれど、在日の人が入りやすいようにするかが問題です。

(委員)

同じ韓国籍の人でも、最近来た人、例えば日本人のソウルに留学している人で、仲良くなって日本に帰国してくる時に一緒に来て結婚した。僕は日本で、この人と一緒に生活していきたいのだけれども、さて、どうしようと思ったときに生駒市に就職しよう、こう思った人と日本にずっといて三世とかで生駒市に就職しようと思った人と、同じ韓国籍だけど扱いが違う。それを歴史的な経緯だけで合理的に説明されるか、当人を納得させられるかという、どうなのかなと思ひまして、いろいろと考えてしまうのですよね。局地的にそこは差別的にしない方がいいのではないかと思います。理屈は、僕は、こういう書き方をしましたけれども、根本的にはあまり区別しなくていいと僕は考えているのですが。

そもそも特別永住者でない人で、この議論に乗ってくる人は、ごく限られた人で、その限られた人を敢えて排除しなくてもいいのではないかと、こういうふうにも考えるのですよね。単なる留学、就労とかで短期滞在の人で就職を希望する人はそんなに多くないはずですからね。

(委員)

見方を全く変えると、アーマティブアクションみたいに社会的マイノリティのために、わざわざ、その職のポストを空けるというやり方もありますよね。

例えば、今、男女共同参画で進められていることですが、女性の管理職の割合を何パーセントにするとか、30パーセントにするのは欧米でも進んでいるみたいですが、最低30パーセントを確保するという方法もありますよね。

歴史的経緯を考えたときに、国籍をはく奪された人用に、極端な話ですが、就職の枠を市でも、そういうポストを空けるという、すごく斬新な例を挙げています。そういう方法も一つありますよね。わざわざ差別することはないのではないかとということではなくて、元からそういうポストを作るという方法もありますよね。

(委員)

でも、それは先ほども言いましたように、ニューカマーと言われる人たちとの間に特権を認めるわけでしょう。それは、説得力があるとは、とても思えないですよ。

どうして、そんな優遇をしなければいけないのだろう、優遇する対象と言うのが、それ

以外の外国人に対して優越的な地位を認めるということに関して、そんなに説得力のある議論ができるのかなというのが、ちょっと疑問に感じますね。どうでしょうか。なかなか議論しだすと難しいのですよ。

(会長)

私の事務所にいた人も三世なのですが、彼は本名を名乗って、読み方も本名で読んでもらう。そういう人もいれば、日本読みをする本名を名乗る人、弁護士登録は日本名で登録している人、いろんなパターンがおられて、それぞれ自分の信念でやっておられて、これは、日本と彼らとの間のきちんとした総括ができてね、いいのだと、日本国籍は必要ないと、日本人扱いしてもらう必要もないという人もいれば、もう日本人にしてくれるのだったら、帰化要件などをもっと下げて、そのまま日本人にしてよという人もいて、ここをどうするかという議論も重要だし、それを置いてきている日本も問題だと思うのですが。今の心理で言うと今の生駒市職員採用の募集要項の中に、特別枠として在日韓国人を何名採用しますというふうにするべきかという議論が適切かつ必要で、それをしなければならぬというところに議論を置くか、少なくとも外国人に地方自治の就労の機会を提供する、その際のある意味、普遍的な要項を作る方向で行くか、どちらで行くかという問題があるかな。

(委員)

今、ポジティブアクションを生駒市ですべきだという気持ちは全くなくて、特別に区別する必要があるかということについて、ないじゃないかという反論があったときに、例えば、こんな考え方もあるのですよといった一例として、こんな考え方もあるかなということを出しただけで、別に私は、在日外国人、特に国籍をはく奪された方のためにポジションを空けるべきだと言うつもりは全くないです。

(委員)

この特別永住権という言葉に当てはまるのは、朝鮮半島の方が日本国籍を得て、その後にはく奪された経緯のある人を言うのですか。

(委員)

要するに、サンフランシスコ講和条約により日本国籍をはく奪された、その経緯の下で、その後、何年かに日韓条約の中かな、特別永住者というのを作ったのは、その後の枠の中で作っているの、要するに、日本国籍を強制された上に、日本国籍を一方的にはく奪された経緯のある人だけを指しているのですよ。

(委員)

だから、特別永住者と言ったら韓国人の方を指すということですか。

(委員)

ほぼそれですね。

(会長)

この点は、今日、発表していただいた委員の私論という門戸を開く対象の中で、永住権者とそうでない方の外国籍の方とを募集要項として区別すべきか否かという議論になると、今のところ区別をすることが絶対必要だという議論としては無いかな。

(委員)

そうですね。

(会長)

実際に応募してくる人は人数的にも多いし、条件的にも多いかもわかりませんということはあるかもしれません。

(委員)

実際のところ多いでしょうね。あとは、募集段階と昇進段階でどう考えるかという道はあるのですがね。だから、特別永住権を持つ人は昇進試験を受けることを認める、それ以外の人は認めないとか、こういう理論の分かれ道もあり得ないことはない。

だから、一歩目は募集段階で区別するかどうかで、今はしていないでしょうし、する必要もないかなというふうに思います。

(会長)

前回まで見た各地のもので、外国人ということで応募の資格を与えるという規定はありましたが、特別永住者かどうかで差を設けるという規定は今までありましたかね。

(事務局)

一応、調査させていただいた中にはなかったです。国籍条項を設けるか設けないかではなくて、設けないということになれば、基本的には、その要件はないですね。日本人であるのか、外国人であるのかという要件に合致を求めないということで、採用要件の中に在日外国人があるのかということ、ないと思います。あとは別の学歴であったり、年齢であったり、そういうものが要件として必要であって、男性と女性を見ないということと同じような形で、男性なので採用するとか、女性なので採用するとかになると性別を見ないといけませんが、国籍条項がないということは別に日本人であろうとなかろうと、あまり採用要件の中にはないということになります。

やはり、各市町村の中の採用要項を調べていく中で、政令指定都市も、全部撤廃し、最後は堺市の事例を説明させていただきましたが、川崎市が初めて国籍要件を撤廃していった、流れとしては今ほとんど撤廃しているという、ただ残っているところは、生駒市のように消防に一部残った、若しくは職種の中で一部残っている、県も含めて残っているものがあるかもしれません。

ただ、堺市の事例でも消防で国籍条項を外しても、実際入ってしまうと、中は少し狭いというか、消防職員という救急車に乗ったり火を消したり、人を助けに行く仕事をしたということになればケースが多いと思うのですが、実際は内勤の統計事務をしたり、通信の事務をすることになってくると、ちょっと、入ってしたいという仕事と、中に入ってから仕事が違う、入口の間口と、中に入ったポストと少し違うというところがあります。

それも前回もあったのですが、いろいろな市町村を見させていただいて、川崎市の方は意外とオープンにしている方で、他の市町村は書いていないですが、意外と制限がいろいろなケースでかかっていたりして、実質はあまり変わらない。堺市は表向きオープンにしているけれど、中ではクローズにしているようなイメージで、川崎市はオープンに最初にしているのに、何かクローズにしているように見えるという印象をお持ちの委員さんもおられるかもしれませんが、形式的な話だけで実際は、結局は他と比べてオープンにされているのではないかと思います。現実的にクローズにしないといけなくところというか、スタッフ管理職のように、所謂ラインの管理職と、そういうのを分けられたのは、一方で東京都のように管理職には登用しませんとなってくると、職域というか、もっと限られたところでしか異動しないということになります。最近、公務員も昇給ベースがかなり低くなっていますので、昇格しないと給料が何年勤めていても上がらないというベースになると思うので、ある意味制約されたという職種になってしまいます。

だから、公務員というイメージと違って、狭いエリアの職種であり、給与も含めて、もちろん、給与に格差をつけないというものの、昇格をしなかったら、生涯賃金で格差をつけたということになるので、国籍条項をくっ付けるか、くっ付けないかという論点と、入

ってからの職域なり昇格も含めて、スタッフ管理職は悪いといえば悪いのですが、それがあると昇格できるというか、その方にとっても一応、登れる階段を作ったということがあって、ある意味、川崎市がそんなこと言わずにラインに入れたらいいと話もあるのですが、先ほど言った最高裁の判例のうんぬんからして、東京都のように昇格試験を一切受けさせませんというスタイルになるのか、受けてもいいですよ、ただ、なるのはスタッフ管理職というか、単独の管理職のような形になる、道だけは作ったという、どちらがいいか言えないですが、川崎市式が一概に悪いというイメージではないのかなという気は今回、状況を見ると各市の状況を踏まえて、今、苦慮されているところかなと思います。

(会長)

職域と昇格でどういうふうにかえるか。職域で言うほとんど消防と税務くらいかな、制限は。それ以外は、どんな仕事をするかという横の広さで言うと、ほとんど制限する意味はなくなってきたのですかね。

(委員)

ただ、都市計画とか、都市計画はすごく公権利義務に影響しますよね。容積率とか建ぺい率が変わってきますよね。あと福祉事務所とかの業務ですよ。受給権を得るか得ないかとかで、これも大きく変わりますよね。保健所の業務はどうでしたかね。

(事務局)

高裁の判決の時に、県レベルの分は出ていたと思います。今おっしゃっていることは、そういうところだと思います。生活保護の認定だとか、もっと機構が大きくなると支給している係だけ、生活保護でも支給しているだけだったらいいじゃないかとか、どう見えるかですね、仕事の内容を。

(会長)

分からないのですが、地方参政権について外国人に門戸を開こうかと、これは民主党の政策でもあって、でも、まだ立法案も出ていないし、実際にはまだ実現しないですが、地方議員に外国籍のままの人が席を得るということと福祉事務所のような支給事務か、それとも決定事務かで、決定事務の窓口には外国籍の人は駄目だと言うのは何か矛盾するように思うのですが、その辺はどうですか。

(委員)

どうなのでしょうね。

(委員)

議員になるという話ではないので、地方参政権というのは。要するに被選挙資格を認めるという話にはなっていない、選挙権だけ、投票するだけです。議員になれることにはなっていないでしょう。そういう議論にはなっていないと思いますよ。

(委員)

マニフェストを見てないから分かりませんが、ただ、亀井さんが反対している以上、実現しないだろうと思っています。でも、手順的には、どう考えてもそうですよね。

(委員)

それができるのだったら、首長だっていいということになる。議員がよくて首長が駄目という理屈は成り立たないですよ。議会が首長をコントロールする、ある緊張感を持ってコントロールするわけだから、首長だって外国籍でもいいということになる。もし、議員がOKならばね。

(会長)

今の話は、ちょっと不正確だからおいときましょう。

(委員)

国籍条項を撤廃という時点で、どうして中に入ったら違いますよというのを作るのですか。国籍条項撤廃といった時点で、押しなべてという意味ではないのですか。ずっとしている審議が、どうしても、ずっと腑に落ちないところは、それなのですよ。

国籍条項撤廃だと言ったら何のための議論だろうなと思うのですが。その辺、すっきりさせてもらいたいです。理解もできないです。県の教職員の採用試験で、もう、ここ何十年か前にももちろん県としては、国籍条項は撤廃したのですが、おとし初めて一人採用されたのです。それで、去年また一人採用されたのです。それが初めてなのですが、やはり何もなしで採用されることになりましたが、結果的には、講師の場合は年々更新しないといけないですよ。

でも、更新したらいい話であって、もちろん管理職には就けませんというのがあって、暗黙の了解になっているようなのです。それで、入っている人は在日三世の人なのです。

だから、その人たちにとったら取り敢えずは一步踏み出せたから、また時代が変わっていった中で、希望を持って今やっているのですが、その辺のことがよく分からないのです。一つずつの議論に対しては、こういうことをおしゃっているのだと整理は自分の中でつけているのですが、この審議会が終わると疲れるのですよ。何か分からなくなるのです。

(委員)

ややこしいのは何故かと言うと、一応日本は法治国家なので、最高裁の判決というのがある。最高裁の判決を無視して、さすがに行政は行うことはできないのです。その枠組みを我々はどう理解したらいいのかということで、本当は、ここで全部いいって言うてもいいわけですよ。全部決めていいということであれば、生駒市が独自に国籍条項を全部撤廃して、昇任、昇格も全部OKという枠組みを作るという、そういう議論をして、そういうものを作るという議論がフリーハンドで与えられているならば、そういう議論もいいと思います。

それがいいかどうかということ、ここで決めればいいのですが、最高裁が枠を付けているので、その枠を我々はどう解釈すればいいのかを議論しなくてはならないのかが、実はしんどいのですよ。好き勝手にできれば、こんな楽なことはない。

結局、最高裁がどう言っているかが、慮りながら、どうしようかという話になる。それがあるがゆえに、こんな議論をしなくてはならないという話になるのですよ。

(委員)

でも、極端に言ったら最高裁は、そういうような形で、東京都もそれでということになっていても、例えば生駒市としたら、別に上から、あなたのところは、そうしなさいという話ではなくて、生駒市はこういう形ですするというものを作ることはできるのですか。

(委員)

要するに、何か争われることを前提にして作ることは可能だと思うのですよ。

でも、行政ですから争われた時に負けるようなものを作るようなことは、最初からね。要するに、ひょっとしたら勝つかもれないというものを作るのはいいのですよ。

でも、おそらく負けるであろうというものは作れないのです。

(委員)

手順としては、作るという作業を行政部局でするでしょうが、作ったことを前提として予算が通るのかという議論がありますよね。予算は通ったとして、執行したとして裁判に耐えられるのか。

だから、立法府と行政府が司法府のダブルチェックを潜り抜けるほどの理論構成をできるのかという議論になるでしょう。

(委員)

例えば、その裁判になるとすれば、どこからどういうことが出てきて、どういう裁判になるのですか。

(委員)

職員の給料の支払いがおかしいとか、違法な支出をしている。

だから、予算案を通すためには、まず、議会で多数で市長部局がこういうふうな提案をしていると、それに対して、当然こういう予算がついていると、この予算を是とした場合でないと、まず支出はされないでしょうから、裁判は起きないでしょう。

逆に、OKしたら支出されると、支出されると支出されたこと自体を、これを是としない住民の方が訴訟できますから、裁判所に持ち込めると、そうすると、究極的には最高裁判所までいけると。事案によっては、最高裁判所までは行けないのですが、最高裁判例違反と言えば、これは確実に行けるのですよ。必ずということではないですが、ほぼ確実に最高裁判所を重視して判断するでしょうから。そうすると、そこまで行ける事案だと思います。

だから、そこまでの覚悟が市長、議会にあるのか、住民の人に、それだけの一丸となって突っ込む決意があるのかとか、そういった議論になる。

(委員)

我々が論文書くときはフリーハンドなのですよ。最高裁判決を批判しながら書く場合があるので、それは、とりわけ最高裁判決の枠にとらわれないで済む。

でも、あくまで行政なので、行政がどうするかということ議論しているんで、その枠を無視することはできない。

だから、何となく痒いところに手が届かない。だから、こういうような議論をしなくてはいけない。

(委員)

仮に、そういう訴訟が起こったときに、非常に問題になるのは、何故採用したのだという話になりますよね。だから、非常にいろんなことがマイナスに回っていく可能性があります。

今、現に採用されている方がおられますが、その人に対するいろんな嫌がらせが起こるかもしれないですし、それがなし崩しになるわけですよ。だから、何とか批判にも耐えうるものをここで作らなければならないので、最高裁判決も鑑み、他市の状況も見ながら、どれだけしっかりとしたものを作るかというところで、ここで議論しましょうという話になった。

おっしゃるようにフリーでOKだということにすれば、例えば特別永住者を別に扱うかという議論は、元から必要はないのですね。

(委員)

そうですね。

(委員)

でも、生駒市長、生駒市議会がそれ位の覚悟で我々に答申してくださいという覚悟があれば、それはそれで構わないですが、この前、市長が来られた時は、それぐらいの覚悟は伝わって来なかったです。それぐらいの覚悟で何とか理論構成から全部頑張ってくれと言われたら、それはそれで頑張りますがね。

(委員)

最高裁の枠組みの中で、目一杯広げたらどこまで出来るのかという議論をせざるを得ないのですよね。

(委員)

結局、この最高裁の判決の括りの中で、それを見て縛られてしまっているということなのでよね。

(委員)

最高裁は、管理職全部ノーと言ってもいいと言っているのですよ。

でも、広げるとしたら、ここまでしか広げたらいけませんよと言っている。そういう枠組みを作っている。

だから、どこまで広げられますかということです。ここで生駒市がノーというべきだと議論をしても可能性としてはある。結果として、そういう結論を出す可能性がないわけでもないですよ。市民が誰かが言って、それはないだろうと。

そしたら、どこまで広げるべきなのか、議会とか裁判所の関係でどうなのかということと、あと住民の理解を得られる枠はどの程度までなのか、住民はここまでだ、議会はここまでだとすると、議会はここまでだと言っているのだからここまでにするか、住民がここまでだと言っているのだからここまでぐらいで止めといた方がいいと議論するのか、あくまでそういう議論をせざるを得ない。それをするために我々は審議をしている。

(会長)

一番初めに、この議題をするときに、採用してから、あなたの職務はここまでの枠ですとかね、そんなことを言って本当に本人が納得するのかということは問題ありますねということは、私も申し上げた。

言われるように、生駒市長も国籍条項を無くした募集要項に対して、応募されて、外国人かどうかを無視して、人格識見も含めて採用ラインの成績以上で採用になったわけです。

だから、それは基本的には、その方向で進めようと思っておられると思うのですね。

だからこそ、最高裁の判決などを睨みながら生駒市でどこまでやれるのか、ご自分のご意見はあるのですが、この審議会で、先ほど言われたように、採用したのだから別に枠など無しでいいのではないかと、市民と議論が起こったら、議論を主張したらいいじゃないかという意見も含めて、市長は十分吟味したものを出してくれたら、自分は、それを考えて議会に諮っていこうというお気持ちだと思いますよ。

枠を嵌める議論をしようと言っているのではなくて、そういう枠の議論のある中に我々がどういうふうに、この枠は根本的な理屈がおかしいとか、これは理由がある、その理由は、やはりこうしなければならないというふうに枠づけの枠を広げたり、取り払ったりという議論になると思います。

先ほど委員さんが言われたように、採用したら、全く能力と実績でもって上がれるところまでは上がり、やれるところまでは自由にやっていいのだという意見だって、ここで出てこないとおかしいと思いますので、よく言ってくださったと思いますよ。その上で、この最高裁が言っているもう一つの国民主権という議論と住民の了解が得られているかという部分は、これはやはり無視できないところかもしれませんね。そこをどうやって乗り越えていくのか、放っておいて理解が広がったり、納得されることではないと思います。そうすると、それはどうするのかというの、一つの議論はしなければならないと思います。

(委員)

必ず出てくるのは、そういう話になると管理職になりたければ、帰化したらいいじゃないかと、こういう話が絶対出てくるわけですよ。公務員になりたければ帰化すればいいじゃないかという、そういう意見も普通に出てきていて、何も特別な人から出てきている訳じゃないですよ。

きっと、そういう議論が住民の中から出てくるだろうということは予想されます。特別永住者だと帰化するのは簡単なのです。ものすごく条件が有利なのです。ほとんど申請をすればいいだけですよね。

(会長)

もう一点あるのが、反発的感情というか、よく言われる消防で、防火面で延焼を防ぐために建物を取り壊すと、所謂、権利を制限するというか権利を破壊するというか、行政の権力行使を日本人の職員だったら、してもらってもいいと言うけれども、外国籍の人にしてもらうのは厭だという声が無視できないものとして検討されているようですが、その辺はどう思います。

(委員)

それもちょっと分からないですが、現にそれがどうして日本人だったらよくて、それこそ人権の問題だと思います。確かに感情として、特に生駒の場合は、生駒トンネルを作る時にいろいろな状況があって、どうしても作るために連れて来られた韓国人の人を低く見るという目が生駒市の土壌としてはあると思うのですよ。

でも、それから何十年経った今の時代に、それをどこまでどう考慮していったらいいのかなというのが確かにあるし、帰化したら管理職に実力さえあればなっていけるじゃないかというのがあって、私の入っている会などは、どうして帰化しないのってお互いに聞く人もおられるのですが、でも、民族性とか日本人の誇り以上に国籍を持って日本に住んでいるという、何か特別なものを背中に背負っているから、みんな、しゃんとして生きていこうという気概もあるし、その辺のところは今、先生がおっしゃったように市民感情というか住民感情が、確かに絶対そんなことは関係ないとは言えないです。まして、土地柄もあると思います。

でも、どのような形で人権教育を住民にしていくかということも大事なことだと思います。そういう歴史的なものを伴ったまま、ここまで来ている土地柄ですので。

(委員)

おっしゃることはよく分かります。

つまり、市民の理解をと言っても市民の感覚というのは、反人権が感覚であれば、それを慮るということは、どういうことなのだという事ですね。

(委員)

そうなのです。

(委員)

それは、すっきりした疑問だと思います。私も、どこまでそれを斟酌しなければいけないのかということがあって、非常に疑問に思うところです。

(会長)

職務がどんなふうに住民の生活なり事業に関わって、密着度とかいうのが今後、どう事務の有り様というのが、こんな事務もしていますよとか、例えば家族の状況とか生の事実を触れるところということもあり得るだろうし、それが国籍によって言いたくないというのは、感覚としていいかどうかは別にしても、その事務の状況というのは、また次回くらいに報告をしてもらおうと思っています。

公権力行使事務というのは、いったいどういうことなのか、理屈としては我々がこの審議会でも最も結論付ける上で独自の意見がほしいのは、最高裁が言っている公権力行使事務というのが果たしてこの業務は、始めからそうなのだという事になるのか、いや違う見方があるのではないのか、住民自治として、もう少しフランクに物を見るべきではないかというふうなことを言える事務なのかを、ちょっと勉強しないと抽象的に入ったら何をして

もいいじゃないかと今は言っていますが、それが説得力をもちうるかと言うとまた反発を受ける。

(委員)

それはそうですね。今おっしゃったように、具体的に消防でここが類焼するから壊すよって、それがどこまで日本人だからどう、外国籍だからどうって。

(会長)

根拠になるとは思えないね。

(委員)

だから、外国籍の人が壊そうと思ったら、ちょっとどいとして、日本人の私が壊すというのは、おかしい話だと思います。

(委員)

例えば、竹島と呼ぶのを止めて獨島と呼ぼう条例とかね、こういう条例案を作っていると、その人が韓国籍の職員であると、こういうふうになったとき、どう思うとか、こういう場面もあり得ると思うのです。

例えば、いろいろ有事法制の議論をちょっと前にされたときに、いや、こんなところは一切戦車を通さない、北朝鮮から何が来ようが、こういった有事法制のものは協力しないと。それに関して朝鮮籍の職員の人に関与していると、こういった事実が仮にあったときに、それをみんながどう思うだろうとかね。こういった議論もあり得るって、明らかにどちらでもいいだろうという議論と本当にどちらでもいいかと言っていいかという議論と、いろんな議論のステージがあり得ると思っています。

(委員)

おっしゃるのは、そうだと思います。現に、あの先日の船が接触してきたという映像が流れてきた後というのは、この人たちが批判の対象ではないでしょというやり方をされるというのも、現実には生駒市にも確かに今あるのです。

ですから、絶対に韓国籍の方を市が採用するのはおかしいという人はゼロではないですし、そういう住民の意見というのはありますし、それを理論だてたものではなくて、住民感情というものが大事だとおっしゃった感情というのは大事なのは分かるのですが、それを人権として考えたときに、どんなふうに対処していったらいいのかなというのは思います。

(委員)

だから、住民の理解とか住民の感情は、ある意味、多数決原理なのですよね。

でも、それを乗り越えるかという話になるとときには、人権保護の理論というのは多数決原理を超える議論だとも考えられるわけだから、多数が駄目だと言っても、この人のこういった権利は守らなくてはならないのだというのだったら、多数が何と言おうが守らなくてはいけない。それから、どこまでかという議論になっていく。

(会長)

もうひとつあるのが、職域の関係と昇格の関係でスタッフ部長とラインの部長とね、何かものすごくテクニカルでしょ。そういうのは、嫌いだな。何かね、部長まで上がれますよ、でも、こちら側でいわゆる外国籍の人はそこまでで、部長までしてあげるけれど、ラインとは違うとかね。ああいう処理の仕方は生駒市としては与しないしてほしいなという、やるとすれば、もう少しすっきりしたものの方がいいなという気がしませんか。

(委員)

そうですね。

(会長)

やはり、昇格のところは本人にとっても、仕事している限りは評価の反映ですから、自分が頑張ったことを評価されることですから、全然上がれないというのはおかしい。じゃあ、形だけ上げてあげようかというのも何かね。

(委員)

言い訳のために、批難されたときのために、これは普通のポストとは違うのですと、権限は半分にしていきますと言える言い訳のためのポストという感じがしますね。

(委員)

現場の知恵かなと私は思うのですがね。やはり、人事というのは理論どおりにはいかないですから。

(委員)

そういう体制、スタッフとラインになっているのは、いつくらいからになっているのですか。

(事務局)

あくまでも、そういうスタッフとラインをこう分けて昇格をこうしていますよと明示されているのは、川崎市だけです。きちんと採用の要項の中にも入れておられますので、そういう意味で言うとオープンですね。明示されているのは川崎市だけで、あとはされてはいないですが、内容的に同じようなことをされているのかなあと思うだけで、今、おっしゃられたように、キャリアを積んでいくのに、ずっとヒラのままというの、それも不自然ですしね。

だから、その話は外国の方もというのではなくて、今の組織自体がそういうふうな作り方が、当然、スタッフ部門も必要でしょうし、ライン部門も当然必要になってくるところで、組織としては、それは起こり得るというのが、当然ということになってくるのです。それは、当てはめた部分でそういう場合は、条件付けてこういうふうになるという可能性があるということです。

(会長)

生駒市でも、そういうダブルキャストということがあるのですか。

(事務局)

昔は、ありましたね。

(委員)

今は、ないのですか。

(事務局)

基本的には、今の市長は特に人が少なくなっていますから、そんなことを考えられない部分があって、昔でしたら同じ部の中で部部长みたいな名前があったりしました。

管理職が多いか少ないかで、だぶついてきたら、ポストと管理職の人数によって、管理職の椅子が限られてきたら、椅子に座れない管理職が出てきたら、どうしても浮いた管理職は、どうしても、そこに座ってもらう。

しかし、組織を小さくして管理職を少なくすると、椅子と管理職の数が合ってくるとなると、そういうような余力をおくような管理職を置ける余裕がなくなってくる。だから、組織によって違ってくると思うのです。

(会長)

これ、地方公務員の採用のときは、やはり、宣誓というのをするのでしょ。この憲法遵守の宣誓をするのですかね。

(関係課職員)

文書でね。宣誓するというのが地方公務員法の中にありますのでね。どこでも、していると思います。

(会長)

していますよね。それも、大変重要な国籍如何に関わらず、職務に関しては全員、宣誓しているわけですよね。職域の範囲のところの問題大きいですかね。どこまでの職務に就いてもらうか。就いてもらえないという範囲を生駒市としては、本人の了解を得て、その職に就いてもらわないというふうなことを、どういう要件で、どういう理由でそれをするか、若しくは、それはもう生駒市では無しにするか。

それについては、市民との間で、この問題、感覚的なズレみたいなものをどうしていくかということも考えてみる。昇格は、実力主義だろうと、入ってすぐに昇格するわけはないでしょう。

20年、30年勤めてきた人が、その職務の蓄積を評価されるので、いつまでも国籍がどこかということが問題になるかということは、市民感情との関係を考えても、あまりそこを問題にすべきではないのかなと思いますが、感覚ですがね。

さて、今日は、かなり委員さんも胸のつかえも吐露していただいて、何の議論しているのだと、大変重要な指摘だったと思います。

(委員)

それは、やはり今日のご意見を発表していただいた委員さんが、触発するようなものを書いてくださったからだと思います。

(会長)

他に今日発表していただいた委員さんの方から、何か議論を踏まえてまとめ的に、それぞれの意見を踏まえると、どういう方向でという意見はありますか。

(委員)

あとは、具体的に踏み込むしかないかなというところですね。技術的というのも分かりづらいですがね。

例えば、私も専門技術労働者だと思っていますが、看護師と私だったら看護師がOKで、例えば、私は税金関係で裁判なんかをしますが、税務というのは地方税法だとか極めて細かい通達とか税条例などを細かく解釈してする作業というのは技術職じゃないかと思ったりはするのですが、この枠組みで言うと権利義務を発生させるみたいな扱いになってくるだろうなという、そこら辺とかどうなのかなと思っていますね。

税務畑で経験を積んでいったら、相当な専門労働者的な職員になるはずだよ、戦力としては貴重な職員になるはずで、地方公共団体の戦力としては極めて貴重だと思うのです。

でも、その人が上に上がれないというのは、損失のような気もしますが、果たしてどうかとか、その辺りになってくると思うのですよ。

(会長)

まあ、一度、今日の大変刺激的な報告を踏まえて、生駒市の事務の内容を次回は紹介いただくということにしましょうか。今日報告していただく予定だった委員さんの報告もあるので、まず、始めにその報告を次回していただくということにしましょう。

(事務局)

生駒市の職域ですね、行政組織条例とか規則も含めて、その部課の仕事等、各課の仕事を明記しているのですが、なかなか読んで、さっと理解はできない。本当に、役所の仕事を説明しただしたら何日かかるか分からない。具体的に言ったら、それぐらいかかると思うのです。二か月でも時間が足りないくらいです。本当に、そこまでして、どうなのかい

う話もあると思いますので、ざっと部単位でどれぐらいの仕事をしているのかなという程度のご理解くらいになるかなというふうに思います。

これが職種になってくると思うのですが、ほとんど生駒市の場合は、一般職で、技術系の職員と言ったら、保健師、保母、幼稚園教諭、消防職等一部分になってくる。それ以外は、生駒市の場合は、事務職で役所の中で何処にでも異動できるということです。

(委員)

電気関係の人とか工学系の人を採用していないのですか。

(事務局)

土木関係、建築関係は採用しています。土木は土木系の人を採用していますが、その部署にも事務系の職員も異動します。全部、その部署が技術系の職種というのは、保育所とか幼稚園などになってきます。役所の組織の中では、技術系の職員がいても事務系の職員もいます。その辺りが、ややこしいところです。

(委員)

文系が幅をきかしているということですか。

(事務局)

文系の人でも何十年もおられたら、理系の人よりもよく知っていることもあります。建築関係の人が管理職になる場合もあります。その説明をさせていただくと、また別に、それが横の裁量権になると思うのですが、あと縦の裁量権、縦の裁量権というのは、また、ややこしいのですが、例えば課長職の職務権限となってくると、その一つの課のどのくらいの権限が係長にあるのか、課長にあるのか、部長にあるのか、ずっと上まで行ったら市長までいきます。

そのレベルのテリトリーというか、基本的には全部市長名で出すのですが、課長決裁で出すレベルのものもあるし、部長決裁で出すレベルのものもあります。部長決裁まで行って市長名で出す。最終的に、市長の決裁まで行って市長名で出すケースもありますので、その辺りの説明をどれぐらいまで説明できるか分からないのですが、それも含めて二回か三回に分けて説明せざるを得ないと考えています。

でないと、縦と横の両方同時に説明すると、ご理解しにくいところもあるかなと思います。

とりあえず、横の説明をさせていただいて、ご理解いただいたり、ご質問いただき、足りない点は説明させていただくなり、資料を作成させていただくなりして進めていきたいと思えます。

(会長)

ということで、今回は横の事務を教えてくださいと、両方せずにね。

(事務局)

(議事録の説明)

(会長)

はい。それでは、今日はこれで閉会とします。